

## ■副業・兼業の実態調査と導入の検討に向けて

先ごろ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」 パンフレットの改訂版が厚生労働省から公表されま した。7月に改訂された兼業副業ガイドラインの解 説や副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各 種様式例がまとめられています。こうしたことを踏 まえ、従業員の副業・兼業の許可を検討する企業も あると思います。その前提として、副業等の実態が どうなっているのかは押さえておきましょう。

## ◆パーソル総合研究所の調査から

2021年にパーソル総合研究所が従業員 10 人以上 の企業に対して行った調査によると、次のような実 態がわかります。

### 【企業側】

・副業の全面禁止:45.1%。

容認 (全面・条件付き):55.0%

2018年より 3.8 ポイント微増。

・副業人材を実際に受け入れている: 23.9% 受入れ意向はあるが現在受入れがない: 23.9% 受入れ意向なし: 52.3%

### 【従業員側】

- ・実際に副業をしている人:9.3% (年収1,500万円以上の高所得層に多い)
- ・現在していないが副業意向がある人:40.2% (低所得層になるほど多い)

※動機は職種によらず、「収入の補填」が最多 この調査では、他に過重労働リスクにつながりに くい副業の特徴と、職場支援のあり方などについて も報告されていますので、副業・兼業の許可を検討 する際に参考になるでしょう。

## ◆就業規則等の整備が必要です

副業・兼業を認めるにあたっては、就業規則等の 社内規程の整備や届出、労働時間の通算や健康確保 等についての検討、社会保険や労災についても確認 しておくべきことがあります。また、当然ながら秘 密保持や競業避止の面からの検討も必要になりま す。これらの対応や社内規程の整備については、弊 所にご相談ください。

【厚生労働省「副業・兼業」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.ht~ml

【パーソル総合研究所「第二回副業の実態・意識に関する定量調査」】 https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/sidejob2.html

編集後記:行動規制の無い年末年始は実に3年ぶりだったそうですが、皆様はどんなお正月を過ごされたでしょうか。仙台は比較的穏やかな天気に恵まれ、恒例の初売りも好調だったようです。その反面、コロナだけではなく、インフルエンザの罹患率も高く、医療機関が休みの間、極力体調を崩さないよう、外出を控えた方もいらっしゃることでしょう。まだまだ予断を許さないこの状況、経済と健康維持のバランスを取るのは難しいですが、早く明るい方向へ向かうよう祈らずにはいられません。今年もよろしくお願いいたします。

## **TOPICS**

## 「冬期型災害」に気をつけよう!

### 冬の転倒災害対策

### ◆冬は労働災害が多発する季節

冬期は、凍結による転倒、自動車のスリップや視界不良による交通事故、除雪・雪おろし作業に伴う墜落・転落・腰痛、暖房器具等による一酸化炭素中毒など、特有の労働災害(冬期型災害)の発生が懸念されます。特に転倒災害が多発するために、冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれていますから、早めに、対策を講じておきたいものです。

## ◆事業場で取り組む転倒災害対策

まずは、職場巡視等を行って、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。凍結が起こりやすいのは、駐車場、屋外通路、建物出入口です。このような所には、表示などを行って危険を「見える化」するとともに、たとえば雪や水分を拭き取るためのマットを設置するなど、対策を講じます。特に危険なのは、「雪が踏み固められた箇所」です。降雪時には、雪が積もったままにならないようにする必要があります。把握しておいた危険箇所について、除雪や凍結防止対策(融雪剤や砂の散布等)を行うことで、転倒のリスクを減らすことが可能となります。必要な用具は早めに確保しておくとともに、除雪作業等を行う場合の墜落・転落、転倒、挟まれ・巻き込まれ災害等の危険性も事前に特定しておきましょう。

### ◆従業員の安全意識も大切

冬の転倒災害は、従業員の意識によっても回避することができます。水濡れをそのままにしておくことが凍結に、ひいては転倒事故につながりますから、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底し、水濡れはすぐに拭くように意識づけましょう。また、滑りにくい靴を履く、時間に余裕を持った行動を心がけ小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手はあけておくなど、「冬の歩き方」について注意喚起するのも有効です。事業所全体の安全に対する意識を向上させ、冬の労災事故の防止に努めましょう。

# Harmony通信 2023.01

#発行: 2023年1月10日

#編集・構成:合同会社Melody

合同会社Harmony Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所

住所:〒980-0011仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4 F

© TEL:022-796-9231 © FAX: 022-796-9232 © URL: http://www.harmony-office.com/

URL: https://melody-office.com/mail: info@harmony-office.com

